

## 道州制の基本法案について

平成 25 年 10 月 17 日  
全 国 市 長 会

道州制の基本法案については、本会では、本年 5 月、自由民主党道州制推進本部において意見を述べたところであるが、今般、全国知事会の意見に対し、自由民主党道州制推進本部から回答があったところである。

同回答においては、道州制国民会議の答申後の法整備に関する期限設定を見直したことは、本会の意見が反映されており、評価するところである。

しかしながら、国、道州、基礎自治体の新たな事務分担や財源配分、税制や財政調整等の基本的考え方、道州と基礎自治体との基本的な関係が明らかにされていない。

基礎自治体の権能拡大に伴い市町村合併が前提となることへの懸念や、地方分権改革が停滞することへの懸念もある。

また、同回答においては、「道州制国民会議の結論に従って、道州制の全ての方向性が決定されることを意味していない」、「道州制導入の可否そのものも、この道州制基本法案において、決定付けられるものではない」としているが、それであれば法案名を道州制基本法案とすることは国民の誤解を招く恐れがあるのではないか。

いずれにしても、道州制は、今後の国のあり方や基礎自治体の自治のあり方を考えるとき重要な課題であるが、国の統治の仕組みや国民生活を根底から大きく変える改革であり、都市自治体においても様々な懸念や意見があるところである。

したがって、その導入により地域の活力の向上・国民の福祉の向上に繋がるかなど、メリット、デメリットを明らかにしたうえで、広く国民の声を聞き、十分な検討を行うべきである。